

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程『通信教育規程』

第1章 総則

第1条 (趣旨)

本規程は、鎌倉女子大学短期大学部学則第5条第3項に基づき、初等教育学科通信教育課程（以下「通信教育課程」という。）に関する必要な事項を定める。

第2条 (目的)

本通信教育課程は、主として通信の方法によって幼児及び児童が生きる生活世界の基礎的理解と、教育・保育の活動等に資する理論及びその応用・実践についての教育研究を通じて、健全で幸福な社会の発展に寄与できる知見と方法、豊かな人間性と高い倫理性をもった人材を養成することを目的とする。

第3条 (自己点検及び評価)

本通信教育課程は、教育研究水準の向上を図り、前条の目的及び社会的使命を達成するため、教育研究活動等の状況について、自ら点検及び評価を行い、その結果を公表するものとする。

2. 自己点検及び評価に関する事項は、別に定める。

第2章 修業年限及び教育課程

第4条 (修業年限及び在学期間)

本通信教育課程に卒業することを目的として入学する学生（以下「正科生」という。）の修業年限は、2年とする。但し、4年を超えて在学することはできない。

第5条 (授業科目)

授業科目を総合教育科目及び専門教育科目に分ける。

第6条 (必修・選択・自由科目の区分)

授業科目を必修科目、選択科目及び自由科目に分ける。

第7条 (授業科目及び単位数)

授業科目及び単位数は、別表Iの通りとする。

第8条 (授業の方法)

授業は、面接授業若しくはメディアを利用して行う授業（以下「メディア授業」という）のいずれかにより又はこれらの併用により行うものとする。

2. 面接授業は、原則として本学校舎にて実施し、その時期は鎌倉女子大学短期大学部学則第75条の規定にかかわらず定める。

3. メディア授業は、インターネット等を利用し、音声及び動画による授業を任意の時間及び場所で視聴するとともに、設問回答等を実施し、双方向の指導を行う。

4. 授業は、外国において履修させることができる。

第9条 (単位の計算方法)

各授業科目の単位数は、1単位の授業科目を45時間の学修を必要とする内容を以って構成することを標準とし、前条第一項に規定する授業の方法に応じ、当該授業による教育効果、授業時間外に必要な学修等を考慮して、おおむね15時間から45時間までの範囲で本学が定める時間の授業を以って1単位として単位数を計算するものとする。但し、芸術等の分野における個人指導による実技の授業については、本学が定める時間の授業を以って1単位とすることができる。

第10条 (免許・資格の取得)

免許・資格の取得は、次の各項目に定める方法による。

2. 教育職員免許状を得ようとする者は、教育職員免許法、同法施行規則に規定する科目及び単位数を履修しなければならない。また、当該所要資格を取得できる教育職員免許状は、本通信教育課程においては、小学校教諭2種免許状・幼稚園教諭2種免許状である。
3. 准学校心理士の資格を得ようとする者は、別に定める准学校心理士資格関連科目を修得しなければならない。
4. 児童厚生二級指導員の資格を得ようとする者は、「児童厚生員資格履修規程」に定める学科目、単位数を修得しなければならない。
5. 幼児体育指導員初級の資格を得ようとする者は、別に定める幼児体育指導員初級資格関連科目を修得しなければならない。
6. レクリエーション・インストラクターの資格を得ようとする者は、別に定めるレクリエーション・インストラクター資格関連科目を修得しなければならない。
7. キャンプインストラクターの資格を得ようとする者は、別に定めるキャンプインストラクター資格関連科目を修得しなければならない。
8. 秘書士の資格を得ようとする者は、別に定める秘書士資格関連科目を修得しなければならない。

第11条 (課程履修費納入及び課程履修登録)

免許・資格を取得するためには、課程履修費納入及び課程履修登録をしなければならない。

2. 課程履修費の納入が必要な免許・資格は、別表Ⅱの通りとする。
3. 納入された課程履修費は返却しない。
4. 課程履修登録を取り消すためには、取り下げ手続きを行うものとする。

第12条 (登録・申請等費用)

免許・資格の登録・申請等に必要な費用は、別に徴収する。

第3章 入学・再入学・退学・除籍・転籍・転入学・転学・留学・休学・復学

第13条 (入学の時期)

入学の時期は、学年の始めとする。但し、再入学の時期は、学期の始めとすることができる。

第14条 (入学資格)

本通信教育課程に入学し得る者は、その教育手法の特性から女子に限定することなく、次の各号のいずれかに該当する男女とすることができる。

- 一. 高等学校又は中等教育学校を卒業した者
- 二. 通常の課程による12年の学校教育を修了した者（通常の課程以外の課程により、これに

- 相当する学校教育を修了した者を含む)
- 三. 外国において学校教育12年の課程を修了した者又はこれに準ずる者で文部科学大臣の指定をしたもの
 - 四. 文部科学大臣が高等学校の課程と同等の課程を有するものとして認定した在外教育施設の当該課程を修了した者
 - 五. 専修学校の高等課程（修業年限が3年以上であることその他の文部科学大臣が定める基準を満たすものに限る）で文部科学大臣が別に指定するものを文部科学大臣が定める日以後に修了した者
 - 六. 文部科学大臣の指定した者
 - 七. 高等学校卒業程度認定試験規則による高等学校卒業程度認定試験に合格した者（旧規程による大学入学資格検定に合格した者を含む）
 - 八. 本通信教育課程において個別の入学資格審査により、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者で18歳に達した者

第15条（入学の出願）

本通信教育課程に入学を志願する者は、所定の入学志願票に別に定めるところの書類及び入学検定料を添えて願い出なければならない。

第16条（入学者の選抜）

前条の入学を志願する者には、選抜を行う。

2. 選抜に関する事項は、別に定める。

第17条（合格者の決定）

前条の選抜による合格者の決定は、教授会の議を経て、学長が行う。

第18条（入学手続き）

第16条の選抜の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに宣誓書、保証人連署の保証書及び所定書類を提出するとともに、別に定める入学金、授業料及びその他の納入金を納入し、入学手続きをしなければならない。

第19条（入学許可）

学長は、前条の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

第20条（保証人）

保証人は、独立の生計を営む成年者とし、父母又はこれに代わる親族でなければならない。また、本人が本通信教育課程に対して負う一切の債務について、所定の保証書に定める極度額の範囲内で責任を負う。

第21条（再入学）

第22条第1項の規定により退学した者が、再入学を志願したときは、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が入学を許可することがある。

2. 前項の場合、既修の学科目の全部又は一部を再び履修させることがある。
3. 再入学に関する事項は、別に定める。

第22条（退学）

退学しようとする者は、学長に退学願を提出するものとする。

2. 退学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第23条 （除籍）

次の各号のいずれかに該当する者は、教授会の意見を聴き、学長が除籍する。

- 一．学費を納めることを怠り、督促を受けて未だ納めない者
- 二．第4条に定める在学年限を超えた者
- 三．第29条第2項に定める休学期間を超えてなお就学できない者

2．除籍に関する事項は、別に定める。

第24条 （転籍）

鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科の学生で、本通信教育課程に転籍を志願したとき、又は本通信教育課程の学生で、鎌倉女子大学短期大学部初等教育学科に転籍を志願したときは、第21条の規定を準用する。

第25条 （転入学）

他の短期大学に在学している者で、本通信教育課程に転入学を志願する者があるときは、欠員のある場合に限り、選考の上、教授会の意見を聴き、学長が相当年次への入学を許可することがある。

2．転入学に関する事項は、別に定める。

第26条 （転学）

他の短期大学に入学又は転学しようとする者は、事由を詳記して学長に願い出るものとする。

2．転学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第27条 （留学）

外国の大学又は短期大学で学修することを志願する者は、学長に留学願を提出するものとする。

- 2．留学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。
- 3．留学に関する事項は、別に定める。

第28条 （休学）

疾病その他やむを得ない事由で休学しようとする者は、学長に休学願を提出するものとする。

- 2．病気を理由とする休学願には、医師の診断書を必要とする。
- 3．休学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第29条 （休学期間）

休学期間は、引き続き1年を超えることはできない。但し、特別の事情がある者は、その期間の延長を申し出ることができる。

- 2．休学期間は、通算して2年を超えることはできない。
- 3．休学期間は、在学期間に算入しない。

第30条 （復学）

復学は、学期の始めとする。

- 2．復学しようとする者は、休学期間が終了する1か月前までに、学長に復学願を提出するものとする。
- 3．休学期間内であっても休学の事由が止んだときは、学長に復学願を提出することができる。
- 4．病気を理由として休学した者は、復学願に医師の診断書を添付するものとする。
- 5．復学事由に該当するかの判断は、教授会の意見を聴き、学長が決定する。

第31条 (二重学籍の禁止)

本通信教育課程の正科生は、同時に他の短期大学、専門職短期大学、大学、専門職大学、大学院又は専門職大学院の正規の課程の学生として在籍することはできない。

2. 鎌倉女子大学及び鎌倉女子短期大学部初等教育学科の履修については、別に定める。

第4章 成績評価及び単位の授与

第32条 (試験)

試験の種類は、単位認定試験及びその他の方法とする。

2. 試験を受けることができる者は、所定の期間に授業を受講した者に限る。
3. 試験に関する細則は、別に定める。

第33条 (成績評価)

成績評価は、合格（S、A、B、C、合、認）及び不合格（F、E、否）とし、評点及び評価の基準は、以下の通りとする。

合否	評価	評点	評価の基準
合格	S	100～90点	到達目標を十分に達成できている非常に優れた成績
	A	89～80点	到達目標を十分に達成できている優れた成績
	B	79～70点	到達目標を達成できている成績
	C	69～60点	到達目標を最低限達成できている成績
	合	合格	段階なし
	認	合格	段階なし
不合格	F	59点以下	到達目標を達成できていない成績
	E	成績評価なし	評価なし
	否	不合格	評価なし

2. 成績評価は前項の表記の他、グレード・ポイント・アベレージ（以下、「GPA」という。）による総合評価を次の各号の方法で行う。
 - 一. GPAは4点式で行い、ランク配点は、S（4点）、A（3点）、B（2点）、C（1点）、E（0点）、F（0点）とする。
 - 二. 前号により算出された配点を合計したものを、成績表記を合及び認とする教科目を除いた履修科目単位数で割ることで得た数値を総合評価と定め、小数点第2位を四捨五入し、小数点第1位までを算出する。

第34条 (単位の授与)

授業科目を履修し、試験に合格した者には、当該授業科目所定の単位を与える。

第35条 (他の短期大学等における授業科目の履修)

教育上有益と認めるときは、他の短期大学又は大学（以下「他の短期大学等」という）との協議に基づき、正科生が当該他の短期大学等において履修した授業科目について修得した単位を、30単位を超えない範囲で本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

第36条 (短期大学又は大学以外の教育施設等における学修)

教育上有益と認めるときは、正科生が行う短期大学、専門職短期大学又は高等専門学校の専

攻科における学修その他文部科学大臣が別に定める学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。

2. 前項の規定により与えることができる単位数は、前条第1項の規定により本通信教育課程において修得したものとみなした単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第37条（入学前の既修得単位等の認定）

教育上有益と認めるときは、正科生が本通信教育課程に入学する前に短期大学又は大学において履修した授業科目について修得した単位を、入学後の本通信教育課程における授業科目の履修により修得したものとみなすことができる。

2. 教育上有益と認めるときは、正科生が本通信教育課程に入学する前に行った前条第1項に規定する学修を、本通信教育課程における授業科目の履修とみなし、単位を与えることができる。
3. 前2項の規定により修得したものとみなし、又は与えることのできる単位数は、本通信教育課程において修得した単位以外のものについては、第35条第1項及び前条第1項の規定により本通信教育課程において修得したものとみなす単位数と合わせて30単位を超えないものとする。

第5章 学費その他

第38条（学費）

入学検定料、入学金、授業料等は、別表Ⅲの通りとする。

第39条（休学期間中の学費）

休学期間中については、授業料及び教育環境充実費に代え、在籍料を納入するものとする。

2. 在籍料は、別表Ⅳの通りとする。

第40条（分納）

学費を分納する場合は、その半額を所定の期日までに納めなければならない。

第41条（既納学費の取り扱い）

すでに納めた学費は、これを返却しない。

第42条（未納者の扱い）

学費を納めない者は、原則として成績評価を受けることができない。

第43条（奨学金）

奨学金に関する事項は、別に定める。

第44条（その他の費用）

その他必要な費用は、別に徴収することがある。

第6章 進級、卒業及び学位

第45条（進級要件）

1年次から2年次へ進級するためには、次の各号に定める要件を満たさなければならない。

- 一. 1学期以上在学していること
- 二. 25単位（認定単位数を含む）以上修得していること

第46条（卒業要件）

卒業要件は、本通信教育課程に2年以上在学し、次の各号に定める単位を修得することとする。

- 一. 総合教育科目は、選択科目を含めて14単位以上を履修しなければならない。
 - 二. 専門教育科目は、選択科目を含めて48単位以上を履修しなければならない。
2. 前項の修得単位のうち、15単位以上は面接授業又はメディアを利用して行う授業により修得するものとする。

第47条（卒業の認定）

前条の卒業要件を満たした者には、教授会の議を経て、学長が課程の修了及び卒業を認定する。

第48条（学位の授与）

前条の規定により卒業を認定された者には、教授会の議を経て、学長が学位「短期大学士（教育学）」を授与する。

2. 学位に関する事項は、別に定める。

第7章 科目等履修生

第49条（科目等履修生）

本通信教育課程は本通信教育課程の正科生以外の者で、一又は複数の授業科目を履修する者（以下「科目等履修生」という）に対して単位を与えることができる。

2. 科目等履修生に関する事項は、別に定める。

第50条（規定の準用）

科目等履修生については、別に定める場合のほか、その性質に反しない限り本規程を準用する。

第8章 その他

第51条（施行細則）

本規程を施行するための細則は、別に学長が定める。

第52条（学則等の準用）

学年、学期、賞罰その他本規程に定めのない事項については、鎌倉女子大学短期大学部学則を準用する。

附則

令和7年4月1日、制定・施行する。

◎：必修科目 ○：選択科目

科目区分	授業科目	授業形態	単位数			1単位当たりの時間数	配当年次	免許・資格プログラム							企業学習プログラム	備考			
			必修	選択	自由			小学校2種	幼稚園2種	准学校心理士	児童厚生二級指導員	幼児体指初級	レクリエーション・インストラクター	キャンピングインストラクター			秘書士		
総合教育科目	建学の精神 子ども総合教育講座	講義	2			15	1										必修		
	文化 鎌倉の歴史・文化	講義		2		15	2												
	社会と産業 日本国憲法	講義		2		15	1	◎	◎									必修を含め14単位以上履修	
		経済のしくみ	講義		2		15	2							○	○	2単位以上 選択必修		
	自然 生活と環境	講義		2		15	1							○	○				
	技術と生活 数と統計	講義		2		15	2								○	○			
		日本語表現	講義		2		15	2							◎	○			
		キャリアデザイン	講義		2		15	2							○	○			
	健康とスポーツ 健康・スポーツ科学	講義	1			15	1	◎	◎							○	必修		
		スポーツ実技	演習	1		30	1	◎	◎								必修		
	情報科学 情報リテラシー	講義	2			15	1	◎	◎						○		必修		
		プレゼンテーション	演習		1		30	1							○				
	外国語 英語	演習		2		15	1	2単位以上 選択必修	2単位以上 選択必修										2単位以上 選択必修
		英語コミュニケーション	演習		2	15	1												

科目 区分	授業科目	授業 形態	単位数			1単 位当 たりの 時間数	配当 年次	免許・資格プログラム								企業 学習 プログ ラム	備考				
			必修	選択	自由			小学 校 2種	幼稚園 2種	准学 校心 理士	児童厚 生二級 指導員	幼児体 育指導 員初級	レクリ エーシ ョン・ インス トラク ター	キャン プイン ストラ クター	秘書 士						
専 門 教 育 科 目	小 学 校 教 科 ・ 教 科 指 導 法	国語（書写を含む）	演習	2		15	1	4 単 位 以 上 選 択 必 修										○			
		社会	講義	2		15	2													○	
		算数	講義	2		15	1													○	
		理科	講義	2		15	2													○	
		生活	講義	2		15	1														
		音楽	演習	2		15	1			○											
		図画工作	演習	2		15	1			○										○	
		家庭	講義	2		15	2													○	
		体育	演習	2		15	1			○										○	
		小学校英語	講義	2		15	2													○	
		国語科教育法	演習	2		15	1		◎												
		社会科教育法	演習	2		15	2		○												
		算数科教育法	演習	2		15	1		◎												
		理科教育法	演習	2		15	2		○												
		生活科教育法	演習	2		15	2		◎												
		音楽科教育法	演習	2		15	1		◎												
		図画工作科教育法	演習	2		15	1		◎												
		家庭科教育法	演習	2		15	2		○												
	体育科教育法	演習	2		15	2	○														
	小学校英語教育法	演習	2		15	2	◎														
	幼 稚 園 領 域 ・ 保 育 内 容 指 導 法	子どもと健康	演習	1		15	1		◎												
		子どもと人間関係	演習	1		15	1		◎												
		子どもと環境	演習	1		15	1		◎												
		子どもと言葉	演習	1		15	1		◎												
		子どもと表現（音楽）	演習	1		15	1] 選 択 必 修												
		子どもと表現（造形）	演習	1		15	1														
		保育内容総論	演習	2		15	2		◎												
		保育内容演習健康	演習	2		15	1		◎												
保育内容演習人間関係		演習	2		15	1		◎													
保育内容演習環境		演習	2		15	1		◎													
保育内容演習言葉		演習	2		15	2		◎													
保育内容演習表現		演習	2		15	2		◎													
小 学 校 ・ 幼 稚 園 教 職	教育原理	講義	2		15	1	◎	◎													
	教職概論（同和教育を含む）	講義	2		15	1	◎	◎													
	教育制度	講義	2		15	2	◎	◎													
	発達心理学	講義	2		15	1	◎	◎	○									○			
	教育心理学	講義	2		15	2	○	○	○									○			
	特別支援教育	講義	1		15	2	◎	◎	○									○			
	教育方法・技術（情報通信技術の活用を含む）	講義	2		15	2	◎	◎													
	教育相談	講義	2		15	2	◎	◎	○									○			

科目区分	授業科目	授業形態	単位数			1単位当たりの時間数	配当年次	免許・資格プログラム							企業学習プログラム	備考		
			必修	選択	自由			小学校2種	幼稚園2種	准学校心理士	児童厚生二級指導員	幼児体育指導員初級	レクリエーション・インストラクター	キャンピングインストラクター			秘書士	
専門教育科目	小学校教職	カリキュラム論Ⅱ	講義	2		15	1	◎										
		道徳教育の理論と方法	講義	2		15	2	◎										
		特別活動及び総合的な学習の時間の指導法	講義	2		15	2	◎										
		児童指導（キャリア教育を含む）の理論と方法	講義	2		15	1	◎										
	幼稚園教職	カリキュラム論Ⅰ	講義	2		15	1		◎									
		幼児理解の理論と方法	講義	2		15	2		◎									
	小学校・幼稚園教育実践	教育実習指導	演習	1		15	1	◎	◎									
		教育実習	実習	4		30	2	◎	◎									
		教職実践演習（幼・小）	演習	2		15	2	◎	◎									
	児童厚生員指導員	児童館・放課後児童クラブの機能と運営	講義	2		15	1				◎							
		児童館・放課後児童クラブの活動内容と指導法①	演習	2		15	2				◎							
		児童館実習	実習	2		45	2				◎							
	幼児体育指導員	幼児の運動指導	演習	2		15	1,2					◎						
	レクリエーション・インストラクター	レクリエーション理論	講義	2		15	1						◎					
		レクリエーション実技	実技	1		30	2						◎					
		レクリエーション実習（学外）	実習	1		30	2						◎					
	キャンプインストラクター	キャンプと自然体験	演習	2		15	1,2						◎					
	秘書士	秘書学概論	講義	2		15	2								◎	○		
秘書実務		講義	2		15	2								◎	○			

免許・資格名	課程履修費
小学校教諭二種免許状	20,000円
幼稚園教諭二種免許状	20,000円
児童厚生二級指導員	20,000円
幼児体育指導員初級	20,000円
レクリエーション・インストラクター	20,000円
キャンプインストラクター	20,000円
秘書士	20,000円

『通信教育規程』別表Ⅲ

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程 学費一覧表

項 目	金 額
入学検定料	10,000円
入 学 金	30,000円
授 業 料 (年額)	230,000円
教育環境充実費 (年額)	35,000円

『通信教育規程』別表Ⅳ

鎌倉女子大学短期大学部 初等教育学科 通信教育課程 在籍料

項 目		金 額
在 籍 料	半期	10,000円
	年額	20,000円